

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第2項の規定により、指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項、児童福祉法第24条の37及び山鹿市指定特定相談支援事業者の指定等及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則第4条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

山鹿市長 早田 順一

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 医療法人回生会
 - (2) 主たる事務所の所在地 山鹿市古閑1500番地1

- 2 事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称 相談支援センタークローバー
 - (2) 所在地 山鹿市古閑1500番地1

- 3 廃止年月日 令和6年8月31日

- 4 事業の種類及び事業所番号
 - (1) 特定相談支援事業 4330500184
 - (2) 障害児相談支援事業 4370500045

- 5 事業の主たる対象者 特定無し